

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.8 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

この制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間分を対象期間としています。今回申請していただぐ対象は、平成24年8月1日から平成25年7月31日までの1年間の医療費と介護サービス利用料です。

支給対象者について

次の①・②の条件をどちらも満たす場合に、支給の対象となります。

①	同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者で、対象期間内に『医療費』と『介護サービス利用料』の両方の自己負担があった。
②	①の自己負担額の合計（高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額を差し引いた額）が下表の自己負担限度額を超えた。

※同一世帯であっても、後期高齢者医療制度に加入していない家族の自己負担額を合計することはできません。また、食事代や居住費などは含みません。

所得区分（※注）	自己負担限度額 対象期間：平成24年8月1日～平成25年7月31日	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

（※注）所得区分は、基準日（平成25年7月31日もしくは、資格喪失の前日）現在の所得に応じて適用されます。

申請手続きのご案内のご発送

支給の対象となる方には、平成25年12月初旬以降、新潟県後期高齢者医療広域連合から申請手続きのご案内を発送します。

ただし、下記のような場合には、申請手続きのご案内が広域連合から発送できない場合がありますので、支給対象者になると思われる場合には、住民福祉課福祉保険班までお問い合わせください。

【平成24年8月1日から平成25年7月31日までの間に…】

▼75歳に到達するなど、後期高齢者医療制度に加入された方がいる場合。

（加入前が協会けんぽなど）

▼加入者の方が亡くなられた場合。

高額医療・高額介護合算制度に関するお問い合わせ先

●新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付係 ☎ 025-285-3222

●関川村役場住民福祉課福祉保険班 ☎ 64-1471 ●関川村役場住民福祉課健康介護班 ☎ 64-1472

関川中 渡辺海斗さん・高橋理彩さん 「税についての作文」表彰を受賞

11月14日、村上税務署並びに村上税務署管内税務団体連絡協議会の共催による納税表彰式が村上市民ふれあいセンターで行われ、中学生の「税についての作文」部門で関川中学校から渡辺海斗さん（3年・下関）、高橋理彩さん（3年・大石）の二人が表彰されました。

渡辺さんは関川村長賞、高橋さんは岩船地区租税教育推進協議会長賞をそれぞれ受賞。

中学生の「税についての作文」は、租税教育の一環として行われているもので、次世代を担う中学生の皆さんに税の役割や必要性について正しい知識と理解を深めてもらうことを目的に、全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が共催して毎年募集しているもの。

今年度は9校から326編の応募がありました。



12月11日(水)～12月20日(金)まで 冬の交通事故防止運動

来る年へ 笑顔でつなごう 安全運転

運動の重点

飲酒運転の根絶

飲酒運転は死亡事故につながる危険が高くなります。家庭や職場でも飲酒運転の危険性・悪質性を常に考え、飲酒運転を根絶しましょう。



車間距離の保持と正しい合図の励行

積雪や凍結の路面では、乾燥した路面の2倍以上の車間距離が必要です。適切な車間距離を保ち、交通事故を防止しましょう。

合図の開始時期は、右折・左折時は30メートル手前、進路変更時は3秒前です。早めの合図を心がけましょう。

歩行中・道路横断中の交通事故防止

ドライバーは、路面状況に応じてブレーキ操作やハンドル操作を慎重に行い、スリップ事故の防止を図りましょう。



歩行者は、転倒や車の動きに十分注意し、道路を横断しましょう。

12月4日から12月10日は人権週間です

みんなで築こう 人権の世紀 ～考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

昭和23年12月10日に国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。国連はこれを記念して12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟各国に人権尊重思想の普及高揚のための取り組みを実施するよう呼びかけています。

日本でも毎年12月4日からの1週間を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を行っています。

◇関川村の人権擁護委員◇

～人権に関する相談をお受けします！～
※敬称略

石山 きん(下川口 ☎ 64-1194)
渡辺 成一(上関 ☎ 64-2063)

人権啓発活動展示会を開催します

- とき 12月14日(土)～16日(月)
10時～15時
- ところ 村上プラザ
1階セントラルコート
- 内容 人権標語コンテスト入選作品の紹介、人権擁護委員活動紹介パネル展、啓発グッズの配布など
- 主催 村上人権擁護委員協議会
新潟地方法務局村上支局

《問い合わせ先》
新潟地方法務局村上支局 ☎ 53-2390